

# 練馬区

Nerima-ku

## 案内マップ Guide Map



### 医療機関

- A** 石神井公園ひろクリニック
- B** 医療法人社団 健育会  
ねりま健育会病院

### 相談窓口

- 1** 練馬区大泉総合福祉事務所 障害者支援係
- 2** 練馬区光が丘総合福祉事務所 障害者支援係
- 3** 練馬区石神井総合福祉事務所 障害者支援係
- 4** 練馬区練馬総合福祉事務所 障害者支援係
- 5** 豊玉保健相談所 地域保健係
- 6** 北保健相談所 地域保健係
- 7** 光が丘保健相談所 地域保健係
- 8** 石神井保健相談所 地域保健係
- 9** 大泉保健相談所 地域保健係
- 10** 関保健相談所 地域保健係

### 通所施設

- 11** 練馬区立心身障害者福祉センター
- 12** ワークスタジオWel
- 13** 障害者支援施設  
土支田創生苑

### 入所施設

- 14** 東京高次脳機能障害者支援ホーム

**相談窓口**

**1 練馬区大泉総合福祉事務所 障害者支援係**

区分	相談窓口
住所	練馬区東大泉1-29-1ゆめりあ1内
最寄駅	西武池袋線「大泉学園駅」徒歩1分
駐車場	あり <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-5905-5272
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)をお持ちの方、 高次脳機能障害のある方
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**相談窓口**

**2 練馬区光が丘総合福祉事務所 障害者支援係**

区分	相談窓口
住所	練馬区光が丘2-9-6
最寄駅	都営大江戸線「光が丘駅」徒歩1分
駐車場	あり <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-5997-7796
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)をお持ちの方、 高次脳機能障害のある方
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**相談窓口**

**7 光が丘保健相談所 地域保健係**

区分	相談窓口
住所	練馬区光が丘2-9-6 光が丘区民センター1階
最寄駅	光が丘駅より徒歩1分
駐車場	なし <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-5997-7722
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	区民
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**相談窓口**

**8 石神井保健相談所 地域保健係**

区分	相談窓口
住所	練馬区石神井町7-3-28
最寄駅	石神井公園駅西口より徒歩7分
駐車場	なし <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-3996-0634
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	区民
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**相談窓口**

**3 練馬区石神井総合福祉事務所 障害者支援係**

区分	相談窓口
住所	練馬区石神井町3-30-26
最寄駅	西武池袋線「石神井公園駅」南口徒歩5分
駐車場	あり <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-5393-2816
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)をお持ちの方、 高次脳機能障害のある方
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**相談窓口**

**4 練馬区練馬総合福祉事務所 障害者支援係**

区分	相談窓口
住所	練馬区豊玉北6-12-1
最寄駅	西武池袋線 西武有楽町線 都営大江戸線「練馬駅」徒歩5分
駐車場	あり <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-5984-4609
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)をお持ちの方、 高次脳機能障害のある方
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**相談窓口**

**9 大泉保健相談所 地域保健係**

区分	相談窓口
住所	練馬区大泉学園町5-8-8
最寄駅	大泉郵便局バス停より徒歩3分
駐車場	なし <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-3921-0217
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	区民
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**相談窓口**

**10 関保健相談所 地域保健係**

区分	相談窓口
住所	練馬区関町東1-27-4
最寄駅	武蔵関駅南口より徒歩7分
駐車場	なし <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-3929-5381
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	区民
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**相談窓口**

**5 豊玉保健相談所 地域保健係**

区分	相談窓口
住所	練馬区豊玉北5-15-19 豊玉すこやかセンター内
最寄駅	練馬駅南口より徒歩3分
駐車場	なし <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-3992-1188
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	区民
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**相談窓口**

**6 北保健相談所 地域保健係**

区分	相談窓口
住所	練馬区北町6-35-7
最寄駅	平和台駅より徒歩7分
駐車場	なし <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-3931-1347
窓口時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)
対象者	区民
サービス内容	相談
ホームページ	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/">https://www.city.nerima.tokyo.jp/</a>



**通所施設**

**11 練馬区立心身障害者福祉センター**

区分	地域活動支援センター／自立訓練(機能訓練)／自立訓練(生活訓練)
住所	練馬区貫井1-9-1
最寄駅	西武池袋線「中村橋駅」徒歩5分
駐車場	あり <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 応相談
問合せ先	☎03-3926-7214 中途障害者支援係
窓口時間	通所 10:00～15:00 相談 9:00～17:00
対象者	自立訓練・機能訓練 ①主に肢体不自由者で、高次脳機能障害等の症状があること ②医療機関等での治療的リハビリテーションを終えた方 自立訓練・生活訓練 ①高次脳機能障害等の症状のある方 ②医療機関等での治療的リハビリテーションを終えた方 地活Ⅲ型 ①主に高次脳機能障害等の症状があり、治療的リハビリテーションや自立訓練等を終了された方 ②日中活動を必要としている方 ※現在、介護保険、障害福祉サービスの通所サービスをご利用の方は、ご相談ください。
サービス内容	自立訓練(機能訓練・生活訓練)、 地域活動支援センターⅢ型事業
ホームページ	<a href="https://www.tokyoengokyoikai.or.jp/03nakamurabashi/">https://www.tokyoengokyoikai.or.jp/03nakamurabashi/</a>



## 12 ワークスタジオWel

区分	就労継続支援A型
住所	練馬区貫井1-13-13
最寄駅	西武池袋線「中村橋駅」徒歩5分
駐車場	なし <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎03-5848-2641
窓口時間	10:00~15:00
対象者	65歳未満で障害をお持ちの方（精神障害・身体障害・知的障害・難病・高次脳機能障害）
サービス内容	障害をお持ちの方で一般企業で働くことが困難な方への支援と、一般就労に必要な能力や知識の獲得の支援を行い最終的に一般就労への移行を目指すためのトレーニングを行います。
ホームページ	<a href="https://ilaswel.com/">https://ilaswel.com/</a>

13 障害者支援施設  
土支田創生苑

区分	生活介護
住所	練馬区土支田3-4-20
最寄駅	東武東上線「成増駅」または西武池袋線「石神井公園駅」からバス15分「大泉町二丁目」下車、徒歩5分
駐車場	なし <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 応相談
問合せ先	☎03-3978-0804 障害者支援課
窓口時間	9:00~16:00
対象者	障害者手帳をお持ちで、障害福祉サービス受給者証で生活介護の支給のある方。身体障害対応が中心の施設であるため、高次脳機能障害の症状によっては対応できない場合もあります。ご利用は見学してからとなります。
サービス内容	身体障害を中心に障害特性に応じたプログラム（レクリエーション、制作、鑑賞）を行っています。
ホームページ	<a href="http://sosei.adthree.com">http://sosei.adthree.com</a>



## 14 東京高次脳機能障害者支援ホーム

区分	入所施設
住所	練馬区西大泉5-36-2（建替移転中～R6年12月 清瀬市梅園1-3-32）
最寄駅	西武線「保谷駅」（移転中は「清瀬駅」）
駐車場	あり <input type="checkbox"/> 送 <input type="checkbox"/> 迎 <input type="checkbox"/> 不可
問合せ先	☎042-497-3980 自立訓練係
窓口時間	9:30~17:00
対象者	障害福祉サービス機能訓練受給者証対象者（18～65歳）施設入所支援と機能訓練事業を併用していただきます。（通所は受け入れていません）
サービス内容	施設入所から地域移行の評価・訓練
ホームページ	<a href="https://www.tokyoengokyokai.or.jp/03nerima/">https://www.tokyoengokyokai.or.jp/03nerima/</a>



## 《まめ知識》「施設区分」何が違うの？

## 【地域活動支援センター】

障害者総合支援法上に基づき区市町村が行う地域生活支援事業の通所施設です。創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を行うほか、それぞれの地域の実情に応じた活動を行っています。

## 【就労継続支援A型】

障害者総合支援法に基づく訓練等給付のサービスです。利用には障害支援区分の認定は必要ありませんが受給者証の交付が必要です。一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力を取得し、就労に向けた支援サービスを利用することができます。  
※雇用契約を結んで働くところです。

## 【就労継続支援B型】

障害者総合支援法に基づく訓練等給付のサービスです。利用には障害支援区分の認定は必要ありませんが受給者証の交付が必要です。一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。  
※雇用契約を結ばないで働くところです。

## 【就労移行支援】

障害者総合支援法に基づく訓練等給付のサービスです。利用には障害支援区分の認定は必要ありませんが受給者証の交付が必要です。一般就労をめざした就労支援サービスを利用するところです。利用の期間は2年間で生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に必要な訓練、指導が受けられます。また、就職後6ヶ月間、職場定着のための支援を行います。

## 【自立訓練（機能訓練）】

障害者総合支援法に基づく訓練等給付のサービスです。利用には障害支援区分の認定は必要ありませんが受給者証の交付が必要です。地域生活を送る上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため支援が必要な身体障害者が対象です。理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を行います。通所による訓練を原則としますが、状況に応じ訪問による訓練を組み合わせることもあります。利用者ごとに、標準期間（18ヶ月）内で利用期間を設定します。

## 【自立訓練（生活訓練）】

障害者総合支援法に基づく訓練等給付のサービスです。利用には障害支援区分の認定は必要ありませんが受給者証の交付が必要です。地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害者・精神障害者が対象です。食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。通所による訓練を原則としますが、状況に応じ訪問による訓練を組み合わせることもあります。日中、一般就労や外部サービスを利用している方に対して、宿泊を通じて食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施する宿泊型自立訓練もあります。利用者ごとに、標準期間（24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月）内で利用期間を設定します。

## 【生活介護】

障害者総合支援法に基づく介護給付のサービスです。利用には障害支援区分の認定と受給者証の交付が必要です。地域や入所施設において、安定した生活を送るために常時介護等の支援が必要な方で、①障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上の方、②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上の方が対象です。入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会を提供します。

## 参考文献

- 『2021年度版 医療福祉総合ガイドブック』医学書院
- 厚生労働省「地域活動支援センターの概要」<<https://www.mhlw.go.jp/content/000953741.pdf>>
- 厚生労働省「障害福祉サービスについて」<[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/naiyou.html)>